六　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は法第十三条に規定する請求の認諾等によって共通義務確認訴訟が終了した日

七　［略］

［削る］

２　前項の申立書には、既に法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法第十七条）

第十一条　法第十七条の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決又は法第十三条に規定する請求の認諾等を識別するために裁判所が付した符号

六　［略］

七　［略］

［２・３　略］

（簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法第十七条）

第十二条　簡易確定手続開始の申立書には、法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法第五十一条等）

第三十四条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（簡易確定手続における催告）

第三十五条　簡易確定手続における催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

五　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した日

六　［同上］

２　前項の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付しなければならない。

一　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書の写し及び当該判決の確定についての証明書

二　請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解の調書の写し

３　前項に規定するほか、第一項の申立書には、既に法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法第十七条）

第十一条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

五　［同上］

六　［同上］

［２・３　同上］

（簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法第十七条）

第十二条　簡易確定手続開始の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付しなければならない。

一　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書の謄本及び当該判決の確定についての証明書

二　請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解の調書の謄本

２　前項に規定するほか、同項の申立書には、法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法第五十一条等）

第三十四条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用する。

［新設］